

厚生労働大臣の定める掲示事項

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準（昭和 32 年 4 月 30 日厚生省令第 13 号）に基づいて診療を行っている保険医療機関です。
2. 入院基本料等について

当院では、「急性期病院 B 一般入院料」の届出を行っています。

入院患者 7 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しています。また入院患者 25 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しています。

当病棟では、1 日に 15 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

- 朝 8：30～夕方 17：15 まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 5 人以内です。
 - 夜 18：30～朝 9：15 まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 16 人以内です。
- 上記の他、朝 8：00～夜 19：00 まで、3 人の看護職員を配置しています。

また、当院では 5 階東病棟に対して「地域包括ケア病棟入院料 2」の届出を行っています。

当病棟では、1 日に 7 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

- 朝 8：30～夕方 17：15 まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 7 人以内です。
 - 夜 18：30～朝 9：15 まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 13 人以内です。
- 上記の他、朝 8：00～夜 19：00 まで、3 人の看護職員を配置しています。

病棟において、必要とする看護師及び准看護師数の 7 割以上が看護師という構成割合の基準を満たしております。

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療+安全管理体制、褥瘡対策、意思決定支援、身体的拘束最小化及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、意思決定支援、身体的拘束最小化及び栄養管理体制の基準を満たしております。

4. DPC 対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる“DPC 対象病院”となっています。

※ 医療機関別係数 1.5027（基礎係数 1.0583 + 機能評価係数Ⅰ 0.3374 + 機能評価係数Ⅱ 0.0774 + 救急補正係数 0.0296）

5. 当院では、関東信越厚生局長に下記の届出を行っています。

- 1) 入院時食事療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っています。

当院は、入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（朝食は午前 8 時・昼食は午後 12 時・夕食は午後 6 時）、適温で提供しています。また、あらかじめ定められた日に、患者さまに対して提示する複数のメニューから、好みの食事を選択できる「選択メニュー」を実施しています。

- 2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

一般病棟入院基本料（急性期病院 B 一般入院料）、看護・多職種協働加算 2、救急医療管理加算、超急性期脳卒中加算、診療録管理体制加算 2、医師事務作業補助体制加算 1（50 対 1）、看護職員夜間配置加算（16 対 1 配置加算 1）、急性期看護補助体制加算（25 対 1 看護補助者 5 割以上、夜間 100 対 1、夜間看護体制加算、看護補助体制充実加算）、療養環境加算、重症者等療養環境特別加算、医療安全対策加算 1、感染対策向上加算 1、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、ハイリスク妊娠管理加算、ハイリスク分娩管理加算、呼吸ケアチーム加算、地域支援・医薬品供給対応体制加算 2、病棟薬剤業務実施加算 1、データ提出加算 2、認知症ケア加算 1、せん妄ハイリスク患者ケア加算、排尿自立支援加算、地域医療体制確保加算、小児入院医療管理料 4（養育支援体制加算）、バイオ後続品使用体制加算、地域包括ケア病棟入院料 2、入院時食事療養/入院時生活療養（Ⅰ）、ストーマ合併症加算、電子的診療情報連携体制整備加算 2、電子的診療情報連携体制整備加算 3、地域歯科診療支援病院歯科初診料、歯科外来診療医療安全対策加算 2、歯科外来診療感染対策加算 3、病棟薬剤業務実施加算 1（歯科）、電子的歯科診療情報連携体制整備加算 2

- 3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

外来栄養食事指導料の注 3 に規定する基準、心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に規定する遠隔モニタリング加算、糖尿病合併症管理料、がん性疼痛緩和指導管理料、がん患者指導管理料イ、がん患者指導管理料ロ、糖尿病透析予防指導管理料、婦人科特定疾患治療管理料、下肢創傷処置管理料、外来放射線照射診療料、外来腫瘍化学療法診療料 1、ニコチン依存症管理料、開放型病院共同指導料（Ⅱ）、外来排尿自立指導料、救急搬送医学管理料 2、夜間休日救急医学管理料 2、救急外来緊急検査対応加算 2、救急患者連携搬送料 2 のロその他の場合、薬剤管理指導料、医療機器安全管理料 1、在宅療養後方支援病院、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する遠隔モニタリング加算、持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定、BRCA1/2 遺伝子検査、HPV 核酸検出及び HPV 核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）、検体検査管理加算（Ⅰ）、検体検査管理加算（Ⅱ）、心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算、時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト、ヘッドアップティルト試験、神経学的検査、コンタクトレンズ検査料 1、小児食物アレルギー負荷検査、CT 透視下気管支鏡検査加算、画像診断管理加算、CT 撮影及び MRI 撮影、冠動脈 CT 撮影加算、心臓 MRI 撮影加算、乳房 MRI 撮影加算、抗悪性腫瘍剤処方管理加算、外来化学療法加算 1、無菌製剤処理料、心大血管疾患リハビリテーション（Ⅰ）、脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）、運動器リハビリテーション料（Ⅰ）、呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）、がん患者リハビリテーション料、エタノールの局所注入（甲状腺）、エタノールの局所注入（副甲状腺）、人工腎臓、導入期加算 1、透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算、下肢末梢動脈疾患指導管理加算、組織拡張器による再建手術（乳房（再建手術）の場合に限る。）、脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術、緑内障手術（濾過胞再建術（needle 法））、乳がんセンチネルリンパ節加算 1 及びセンチネルリンパ節生検（併用）、乳がんセンチネルリンパ節加算 2 及びセンチネルリンパ節生検（単独）、ゲル充填人工乳房を用いた乳房

再建術（乳房切除後）、ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術、ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）、大動脈バルーンパンピング法（IABP 法）、体外衝撃波胆石破碎術、腹腔鏡下肝切除術、体外衝撃波膵石破碎術、早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術、体外衝撃波腎・尿管結石破碎術、医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術、輸血管理料Ⅱ、輸血適正使用加算、人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算、胃瘻造設時嚥下機能評価加算、麻酔管理料（Ⅰ）、高エネルギー放射線治療、病理診断管理加算 1、酸素の購入単価、小児鎮静下 MRI 撮影加算、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、入院ベースアップ評価料（1 2 3）、腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）、腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術、心不全再入院予防継続管理料 1、心不全再入院予防継続管理料 2、 歯科治療時医療管理料（歯科）、薬剤管理指導料（歯科）、在宅患者歯科治療時医療管理料、検体検査管理加算（Ⅰ）（歯科）、CT 撮影及び MRI 撮影（歯科）、歯科口腔リハビリテーション料 2（歯科）、上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科）、下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科）、口腔病理診断管理加算 1（歯科）、クラウン・ブリッジ維持管理料（歯科）、酸素の購入単価（歯科）

6. 明細書の発行状況について

診療明細書とは、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に発行する診療内容・検査項目・使用した薬剤の名称などを記載した明細書を発行しており、公費負担医療の受給者で、医療費の自己負担のない方についても明細書を発行しております。

診療明細書が不要な方は会計前に 4 番窓口へお申し出ください

※ご家族など、代理の方が会計を行う場合も領収書とともに、明細書を発行いたします。明細書の発行を希望されない方は、その旨お申し出ください。

7. 保険外負担について

1) 当院では個室使用料、病衣使用料、紙おむつ代、各種診断書料などにつきまして、その利用日数、使用量、利用回数等に応じ別掲の料金表での実費のご負担をお願いしています。

2) 初診に係る費用の徴収

他の保健医療機関等からの紹介によらず、当院に直接来院した場合については初診に係る費用として 2,750 円を徴収することになります。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関等からの紹介によらず来院した場合は、この限りではありません。

3) 長期収載品の処方にかかる選定療養費

令和 6 年 1 0 月より、患者さんの希望で先発医薬品を処方した場合は、先発医薬品と後発医薬品との差額の一部（後発品最高価格帯の差額の 4 分の 1 の金額）が選定療養費として、患者さんの自己負担となります。ただし、医療上必要があると認められる場合や後発医薬品を提供することが困難な場合は、引き続き保険給付となります。（長期収載品とは、後発医薬品が販売されて 5 年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置き換え率が 50% を超える長期収載品）

8. 禁煙外来について

当院ではニコチン依存症管理料の届出を行っており、禁煙外来を行っております。タバコをやめたい方はどうぞお気軽にご相談下さい。

9. ハイリスク分娩管理加算に係る院内掲示

当院では、下記のとおり分娩件数があります。（期間：令和 7 年 1 月～令和 7 年 12 月）

1 年間の分娩件数	配置医師数	配置助産師数
190	3	17

10. 特掲診療料の施設基準（手術）に係る院内掲示

当院では、下記のとおり手術症例数があります。（期間：令和 7 年 1 月～令和 7 年 12 月）

区分		手術名	件数
1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	4
	イ	黄斑下手術等	0
	ウ	鼓室形成手術等	0
	エ	肺悪性腫瘍手術等	28
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0
		肺静脈隔離術	0
2	ア	靱帯断裂形成手術等	4
	イ	水頭症手術等	0
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	4
	エ	尿道形成手術等	0
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	8
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	16

区分		手術名	件数	
3	ア	上顎骨形成術等	8	
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0	
	ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0	
	エ	母指化手術等	0	
	オ	内反足手術等	0	
	カ	食道切除再建術等	0	
	キ	同種死体腎移植術等	0	
4		胸腔鏡下または腹腔鏡下による手術	358	
5	ア	人工関節置換術	84	
	イ	乳児外科施設基準対象手術	0	
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術工冠動脈	37	
	エ	大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0	
	オ	経皮的冠動脈形成術	急性心筋梗塞に対するもの	32
			不安定狭心症に対するもの	6
			その他のもの	33
	経皮的冠動脈粥腫切除術		0	
	経皮的冠動脈ステント留置術	急性心筋梗塞に対するもの	37	
		不安定狭心症に対するもの	17	
その他のもの		36		